

**企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案**

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第11条の3中「を含む」を「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された職員を含む」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（人事委員会への諮問等）

第17条 管理者は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第8条第2項（同条例第11条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による離職した職員に期末手当及び勤勉手当を支給しないこととする処分に相当する処分（以下この条において「期末手当及び勤勉手当の不支給処分」という。）に関し必要な事項を企業管理規程において定めた場合において、当該企業管理規程の定めに基づき期末手当及び勤勉手当の不支給処分を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

2 人事委員会は、期末手当及び勤勉手当の不支給処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該期末手当及び勤勉手当の不支給処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、期末手当及び勤勉手当の不支給処分に係る事件に関し、当該期末手当及び勤勉手当の不支給処分を受けるべき者又は管理者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者に

その知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、期末手当及び勤勉手当の不支給処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、期末手当及び勤勉手当の不支給処分に係る調査審議に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に1条を加える改正規定は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成25年4月13日から適用する。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設するとともに、離職者に対する期末手当及び勤勉手当の不支給処分を行おうとする場合の人事委員会への諮問に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (抄)

(給与の種類)

第2条 省 略

2 省 略

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び**新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当**を含む。以下同じ。）、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(災害派遣手当)

第11条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本市に派遣された職員**及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された職員**を含む。）で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

(休職者の給与)

第16条 省 略

(人事委員会への諮問等)

第17条 管理者は、職員の**期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第8条第2項（同条例第11条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による離職した職員に期末手当及び勤勉手当を支給しないこととする処分に相当する処分（以下この条において「**期末手当及び勤勉手当の不支給処分**」という。）**に関し必要な事項を企業管理規程において定めた場合において、当該企業管理規程の定めに基づき**期末手当及び勤勉手当の不支給処分**を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

2 人事委員会は、**期末手当及び勤勉手当の不支給処分**を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該**期末手当及び勤勉手当の不支給処分**を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、**期末手当及び勤勉手当の不支給処分**に係る事

件に関し、当該期末手当及び勤勉手当の不支給処分を受けるべき者又は管理者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 4 人事委員会は、必要があると認める場合には、期末手当及び勤勉手当の不支給処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、期末手当及び勤勉手当の不支給処分に係る調査審議に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第17条 - 第18条 省 略  
第18条 第19条